

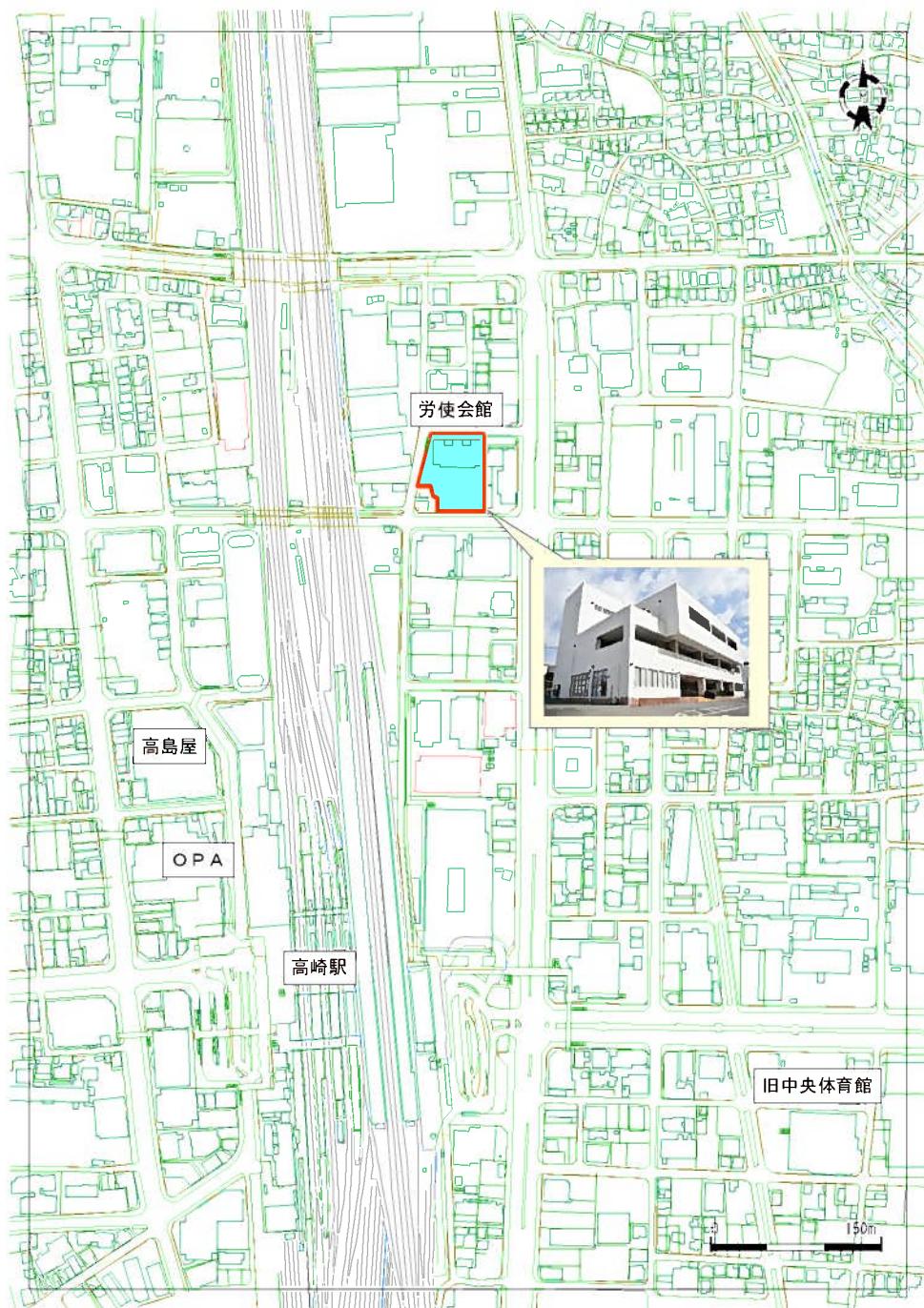
高崎市労使会館建替え事業基本構想 (抜粋)

令和3年8月
高 崎 市

1 労使会館の現状

(1) 施設概要

高崎市労使会館は、勤労者の福祉の推進及び労使協調を図る施設として高崎市が設置し、使用者側・労働者側の代表などで構成される「高崎市労働教育委員会」が管理運営を行っています。



労使会館施設概要

所 在 地：高崎市東町 80 番地 1

開 設：昭和 55 年 10 月

敷地面積：3,234.49 m² (現在は区画整理により 3,437.34 m²)

施設概要：鉄筋コンクリート造 3 階建、延床 2,017.89 m²

ホール、会議室 5 室、和室、喫茶コーナー、

事務室、管理人室、貸事務所、駐車場 68 台

開館日等：午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

休館日は木曜、年末年始

管理形態：無償貸付契約により、高崎市労働教育委員会が管理運営

貸事務所使用団体

- ・ 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 高崎地域協議会
- ・ 高崎地区労働組合会議
- ・ 高崎地区平和・環境・人権を守る労働組合会議
- ・ 高崎地域勤労者スポーツ協会
- ・ 福祉人材バンク
- ・ 喫茶コーナー「茶々」

(2) 利用状況等

高崎市労使会館は、高崎駅東口から徒歩圏内（約450m）の立地条件から、会議やセミナー会場としてのニーズが高い施設です。勤労者の福祉の推進及び労使協調を図ることを目的とした施設なので、企業や労働組合での利用がメインとなっていますが、労使関係のみに利用を制限するものではなく、広く地域住民に利用の門戸を開いており、地域住民の定期的なサークル活動等も含めると年間約2,000件の利用があります。

また、労働組合の事務所がテナントとして入居しており、各組合に加盟する勤労者の研修や活動の場としても活用されています。

○ 利用状況（単位：件）

会議室 年度	第1	特別第2	第3,4同時	第3	第4	第5	和室	ホール	小計	稼働日数
H26	407	155	177	223	139	266	139	199	1,705	303
H27	401	166	181	186	142	261	117	205	1,659	302
H28	443	200	192	233	190	307	139	205	1,909	306
H29	435	200	214	228	183	339	160	209	1,968	306
H30	433	202	183	274	197	302	160	209	1,960	306
R01	423	205	191	262	167	326	190	206	1,970	304
R02	281	91	145	190	119	152	113	168	1,259	283

2 労使会館の課題と建替えの方針

(1) 建物における課題

現在の労使会館は、昭和 55 年に建設された建物で、令和 3 年時で建設後約 40 年が経過しており、会館全体で老朽化が進んでいます。

平成 26 年 1 月 17 日に実施された耐震診断では、1 階部分の東西方向において少し強度が不足しているなど、補強等が必要との判断がなされました。

また労使会館内のエレベーターについても昭和 55 年建設当初から入替が行われておらず、故障時に修理するための部品が製造されていないことから、メンテナンスができる市内業者がいない状態です。そのため、大規模な故障の場合、修繕での対応ができず、エレベーター自体の入替が必要となります。

(2) その他の要因に基づく課題

①中小企業における福利厚生の実情

高崎市内の事業所は企業数 11,464 社のうち、99.7%にあたる 11,435 社が中小企業で構成されています（中小企業庁ホームページより）。

中小企業は大企業に比べると経営規模が小さく、従業員数も少数のため、一つの企業が単独で従業員の福利厚生を充実させるには困難な状態です。そのため、企業の垣根を越え、勤労者全体の福利厚生を充実させる場の提供が必要と考えます。

②高崎市中央体育館の閉館

高崎市中央体育館（高崎市栄町 11 番地 1）は、昭和 38 年 12 月に本市の中心的な体育館として完成し、以来、各種スポーツ大会や市内中体連、県内高校総体、スポーツ団体の日常的な練習やレクリエーションなどにも利用されるなど、多くの市民に親しまれてきました。

しかしながら、施設の老朽化は進み、耐震性の基準を満たすことができない、コート面が狭く大規模大会の開催ができないなどの理由から、平成 30 年 12 月に閉館となりました。

そのため、それまで体育館を定期利用していた団体及び近隣住民の方達からは、市内中心部で気軽に利用できる体育館を造って欲しいなどの要望があがっています。

（3）建替えの方針

このような課題を踏まえた上で、建替え後の施設は、現在の労使会館の機能に加え、中小企業で働く勤労者が充実した余暇の時間を過ごすため、各種のレクリエーションに活用でき、また近隣住民が気軽に利用できる体育館などの機能を備えた新たな施設を整備し、勤労者福祉の一層の充実と近隣住民の健康維持・増進を目指します。

あわせて、新たな施設は勤労者をはじめ近隣住民等、幅広い年齢層が利用できる施設となることから、多くの方が親しみやすい施設名称も検討することとします。